

第3次豊田市子ども総合計画の成果と課題

令和2年3月に策定した第3次豊田市子ども総合計画に基づいて、子どもにやさしいまちづくりに取り組んできました。その成果、評価指標の達成状況と今後の課題について、取組方針ごとに整理しました。

取組方針Ⅰ 子どもの権利保障

施策目標

- (1) 子どもの権利保障
- (2) 子どもの貧困・救済対策

成果

- ・子どもの権利学習プログラムを教育委員会の「子どもの命を守る ハートサポートプログラム」に位置づけ、小中学校での実施を必須としました。また、市民団体による子どもの権利条約フォーラムの開催支援を行いました。
- ・虐待対応について、専門職（福祉職）の配置や「市と児童相談所の虐待対応等の連携に関するガイドライン」の改訂等により相談や初動の体制は強化され、重篤なケースの発生は抑えられています。
- ・学習用タブレットを活用した、子どもたちが相談しやすい環境を整備しました。また、学校へ通うことが難しいこどものために、パークはあとラウンジを居場所として充実させました。

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生や保護者地域向けの子どもの権利啓発事業の実施 ・市民団体による子どもの権利条約フォーラムの開催支援 ・子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）における相談支援体制の充実 ・命を大切にするハートサポートプログラムの検討・実施、SCの配置 パークはあとラウンジ サテライト（なんぶ・しもやま）、校内はあとラウンジの設置
------	---

成果指標	策定時 平成30年	現状値 令和5年	
子ども条例の認知度 「知っている」と答えた割合 (市民意向調査)	小学校低学年	6.0%	11.7%
	小学生高学年	22.3%	30.3%
	中学生	28.6%	48.1%
	高校生	33.6%	41.9%
	一般市民	27.3%	30.2%
「子どもの権利」が尊重されていると感じる人の割合	小学生保護者	46.6%	51.5%
	中学生	58.4%	73.1%

「尊重されている」、「まあ尊重されている」と答えた割合 (市民意向調査)	中学生保護者	43.9%	48.8%	
	高校生	52.5%	56.9%	
	一般市民	40.4%	46.9%	
周りの大人や同級生や違う学年の人などから、いやなことをされたり、言われたことがない人の割合 (市民意向調査)	小学生高学年	51.6%	63.3%	
	中学生	57.2%	62.0%	
	高校生	52.7%	51.8%	
子どもの自己肯定感の向上 ①自分のことが好き ②自分は価値のある人間だと思う ③自分は家族に大切にされている ④孤独を感じることはない ⑤自分の将来が楽しみだ 「とてもそう思う」「どちらかというと思う」と答えた割合 (市民意向調査)	高学年	中学生	高学年	中学生
	72.0%	45.8%	67.8%	60.1%
	61.2%	50.8%	68.1%	62.0%
	91.9%	88.3%	93.5%	93.9%
	70.2%	65.6%	70.9%	65.1%
	79.2%	63.4%	79.7%	63.2%
子どもの相対的貧困率 (愛知子ども調査)	5.4% (平成 28 年)		愛知県 調査なし	

課題

- ・ 保護者地域向け権利啓発事業を開始（令和 5 年度～）しましたが、参加に繋がりにくい状況があるため、手法を検討する必要があります。
- ・ 虐待相談件数は横ばい状態であり、事後対応ではなく虐待自体を起こさない未然防止への取組が必要です。また、虐待ケースも多様化・複雑化しており、適切に対応するためには関係機関との連携強化が不可欠です。
- ・ 不登校・いじめなど、困難を抱えている子どもが依然として増加傾向です。子どもの権利保障について「啓発」だけでなく、「実践」を進めていく必要があります。

取組方針Ⅱ 安心して生み育てられる支援体制の充実

施策目標

- (1) 妊娠中と出産後の親子の健康づくり
- (2) 子育ての不安や負担の軽減
- (3) 安全・安心な子どもの生活環境の整備

成果

- ・妊産婦・乳児健康診査の内容や回数を拡充し、妊婦や乳幼児の健康の保持増進を図りました。また、産後ケア事業や産前産後支援事業を拡充することで、育児負担の軽減を図りました。
- ・伴走型相談支援事業と出産・子育て応援給付金給付事業を一体的に実施し、市職員等との面接を給付金の受給条件に設定することで、ほぼ全ての妊産婦の健康状況や心理状態を直接把握することができ、必要な情報提供やサービスにつなげる体制を構築しました。
- ・子育て世帯の経済的な負担が増す中で、市独自の「豊田市コロナ禍子ども未来応援給付金」や「豊田市子育て世帯臨時特別給付金」を給付し、子育て世帯の経済的負担を軽減しました。
- ・育児負担の大きい多胎妊婦や家庭に対する新規事業や利用要件緩和を実施し、負担の軽減を図りました。
- ・ひとり親に対する就業相談や資格取得支援の各種制度を拡充し、ひとり親家庭の経済的自立を支援しました。また、養育費に関する相談支援事業を拡充し、養育費の適切な受取を支援しました。
- ・小学生向けの子どもの防犯教室について、実施対象校を全校に拡大するなど、子どもの防犯対策の啓発に積極的に取り組みました。
- ・交通安全学習センターによる交通安全教室（市内全園、全校対象）を実施し、子どもに交通ルールの理解や交通安全行動の実践等の交通安全教育を行うとともに、通学路の整備等により子どもの安全対策を図りました。
- ・市営住宅について、家族形成期世代向けの住宅を提供するなど、子育て世帯が安心して暮らすことのできる環境を増やす取組を進めました。また、不動産情報サイトや物件の開発事業者と連携したプロモーションを展開するなど、家族形成期世代を対象とした定住促進策を進めました。

主な取組	<ul style="list-style-type: none">・産婦健診の回数を1回から2回に拡大。新生児聴覚検査を追加。・産後ケア事業の実施事業所を拡大、対象年齢を拡大、利用要件を緩和、訪問型を導入。・3歳児健診に視覚検査器を導入。・多胎ピアサポート事業を開始。・小学生向け防犯教室の対象校を希望校から全校実施に拡大。・家族形成期を対象とした市営住宅の提供を実施。
------	---

指標	策定時	現状値 (令和5年)
「出産、子育てがしやすいまち」として満足している割合（市民意識調査）	(平成28年) 66.5%	56.2%
就学前児童のいる世帯のうち、子育てに自信がない市民の割合（市民意向調査）	(平成30年) 44.2%	45.7%

課題

- ・ 子育てサービスや事業は拡充してきているものの、「出産、子育てがしやすいまち」としての満足度が下がっています。サービスを一度利用し、有用性や利便性を実感してもらえれば、継続的な利用につながることから、必要な人が必要なサービスにつながるための情報発信の方法を検討する必要があります。
- ・ ひとり親（児童扶養手当受給者）について、平均所得は増加傾向ですが、一般世帯と比較すると依然として低い水準にあります。また、昨今の物価高騰が生活を圧迫している可能性があることから、引き続き、福祉給付で下支えしつつ、経済的自立を更に促す仕組みの構築が必要です。
- ・ 発達に課題がある乳幼児の割合が増えているため、各機会で確実にスクリーニングし、適切な療育につなげる必要があります。
- ・ 保護者、こどもが抱える課題が多様化・複雑化しており、画一的ではなく個々に合わせた支援やサービスの提供が必要です。
- ・ 家族形成期世代については近隣市町への転出超過が続いており、定住促進については単体としてのプロモーションだけではなく、子育て施策や就業施策と連携した包括的な取組を進めていく必要があります。

取組方針Ⅲ すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり

施策目標

- (1) 保育需要への対応
- (2) 良好な幼児教育・保育環境の確保

成果

- ・特に0～2歳児において、就園率の大幅な上昇や市内の住宅開発等などによる保育需要の拡大に対して、公立園の認可変更や増改築、私立園分園整備の補助等により、受入れ枠の拡大を図りました。また、受入れ枠拡大に併せた時間外保育の実施などに加え、新たに育休退園制度を廃止するなど、保護者のニーズに対応した多様な保育サービスを提供しました。
- ・保育サービス提供に必要な保育士の確保に向けて、公立園では業務のICT化や会計年度任用職員の増配等を進めるとともに、私立園にも業務をICT化するための補助を実施するなど、豊田市で働く保育師が保育に専念できる働きやすい環境整備を進めました。
- ・老朽化が進む園舎やトイレの改修を進めつつ、コロナ禍における設備、備品の感染症対策や、消毒が容易で保護者の負担も軽減されるお昼寝ベッドの導入など、園児が安全・快適に生活できる施設の環境整備を進めました。
- ・園児数が減少した園について、地域との協議により、地域内に所在する園の再編により一定規模以上の集団保育の環境確保を図るとともに、職員配置基準、居室面積基準について国より手厚い設定を継続し、教育・保育の質の向上を図りました。

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・公立・私立園における0～2歳児定員拡大（2,701人⇒2,825人） ・保育業務支援システムの導入（0園⇒60園全園） ・育休退園制度の廃止（R5～） ・トイレ改修（様式化8割未満27⇒12園（休園除く）） ・お昼寝ベッド（R4、0～3歳児全員）
------	--

指標	策定時 (平成31年4月1日時点)	現状値 (令和5年4月1日時点)
待機児童数	0人	0人

課題

- ・保育の質の確保について、昨今の不適切保育などを背景に、保育現場における一層の保育の質の確保が求められており、保育士配置基準について、国が改正する配置基準から一層踏み込んだ対応の検討が必要です。
- ・(仮) 誰でも通園制度の創設により、保育要件を必要としない児童も事業対象となり、事業対象者が激増することが想定されます。現在の園運営に与える影響について、ハー

- ド・ソフト両面から見定めた上での対応が必要です。特に、誰でも通園制度においては、多くの市民の問合せや申請などが想定され、運用面での利用者の利便性向上と行政の効率的な業務遂行を図る必要があります、積極的な DX 推進を視野に入れた対応が必要です。
- ・現在、豊田市も全国同様に少子化傾向にあります。0～2歳児の保育ニーズについては横ばい又は増加傾向にあります。0～2歳児における就園率が全国に比べて低いことや、市内の宅地開発については今後も継続する見込みです。そのため、「0～2歳児の受入れ枠拡大」と「保育士の確保」については、着実・確実に進める必要があります。

取組方針Ⅳ 青少年の健全育成及び若者支援

施策目標

- (1) 義務教育期の子どもの適切な支援
- (2) 義務教育期後の青少年育成・若者支援

成果

- ・令和5年度に全放課後児童クラブの民間委託が完了し、民間のノウハウを活かした、子どもたちが楽しめる多様な活動プログラムを充実させました。また、全クラブに通信環境を整備し、タブレット端末による学習ができる環境を整えました。加えて、電子申請の導入により保護者の負担軽減を図りました。
- ・青少年センターの共催事業における意欲段階に応じた社会参加プログラムの構築や、二十歳のつどいの実行委員としての運営など、若者が社会と関わりながら主体的に活動する機会を増やすことができました。
- ・子ども会議や学生によるまちづくり提案事業などの事業により、こども・若者による意見表明の場を創出することができました。また、青少年センター1階のサロンを改修し、若者の活動の活性化及び見える化を図りました。
- ・豊田市再犯防止推進計画を策定し、福祉的支援を目的とした重層的支援体制で対象者と更生保護団体を支える体制を構築しました。
- ・若者サポートステーションにおいて、LINE相談、仮想空間上の交流、アウトリーチ型支援など相談機能の強化を図りました。

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの民間委託化（全クラブ） ・放課後児童クラブ新規開設（2校） ・放課後児童クラブ通信環境整備 ・二十歳のつどいの実施内容の決定と事業開催 ・若者によるまちづくり提案事業（WAKATTE）の実施 ・若者サポートステーションにおける相談機能の強化、若者支援地域協議会の開催
------	--

指標	策定時	現状値
放課後児童クラブの待機児童数	0人 (令和元年5月1日時点)	0人 (令和5年5月1日時点)
放課後児童クラブに参加していて楽しいと思う児童の割合（放課後児童健全育成事業利用者アンケート）「すごく楽しい」「楽しい」と答えた割合	91.5% (平成30年)	89.2% (令和5年)

地域行事に参加している割合 (市民意向調査) 「できるだけ多く参加している」、 「ときどき参加している」と回答し た割合	小学生低学年	84.1%	80.0%
	小学生高学年	86.4%	86.0%
	中学生	72.4%	68.5%
	高校生	38.1%	37.4%
	青少年	18.4%	※「若者」 32.4%
	(平成 30 年)		(令和 5 年)
6か月以上外出していない中学生・ 高校生の割合 (市民意向調査)		3.4%	4.3%
	(平成 30 年)		(令和 5 年)
			※R5 調査は青少年を若者 として実施

課題

- ・ 放課後児童クラブの利用者は引続き増加傾向にあります。1～4年生だけでなく、5、6年生の利用ニーズに対応するため、支援員や活動室の確保が課題となっています。
- ・ 引き続き、地域においてこども・若者が社会と関わる機会を増やしていく必要があります。また、こども・若者の意見反映の仕組みを構築する必要があります。
- ・ 高校進学時に支援が途切れがちになる「15歳の壁」の解消に向けて若者サポートステーションの対象年齢を拡大するとともに、対象者の掘り起こしや、相談の質の向上、学校や支援機関との連携強化を目指します。

取組方針Ⅴ 地域ぐるみによる子育て社会の創造

施策目標

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 地域力を生かした家庭力の向上及び子どもの育成

成果

- ・働き方改革関連法の順次施行に伴い、企業の関心や取組意欲が高まり、市独自の啓発事業や支援策を展開した結果、指標は順調に推移しました。
- ・子育てサロン事業や地域子育て支援拠点事業を通して、親同士で行える仲間づくりや交流の機会の場を提供しました。子育て支援センター及びつどいの広場では、参加しやすいイベントを開催することにより、利用者数が増加しました。
- ・子ども食堂の立ち上げ支援やとよたこども食堂ネットワークによる交流支援による子ども食堂実施団体の活動促進を図りました。また、中学校区で開催するコミュニティ・スクール連絡会議、各学校で開催する学校運営協議会、各学校に設置している地域学校共働本部を一体的に運営する仕組みを整え、社会全体による子育て支援活動の促進を図りました。

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革推進支援補助金の創設 ・働きやすい職場づくり推進事業所 確認・公表制度の創設 ・夫婦での家事分担応援講座、夫婦で学ぶ育休講座の実施 ・子ども食堂支援事業 ・支援が必要な子どもの居場所づくり事業 ・地域学校共働本部事業、コミュニティ・スクール推進事業
------	---

指標	策定時	現状値
ワーク・ライフ・バランス関連認証制度の取得事業所数	208 社 (平成 30 年度末)	442 社 (令和 4 年度末)
地域の子どもたちの遊び場や放課後の居場所づくりに参画することについて 「内容の企画検討から参加してみたい」 「参加してもよい」人の割合 (市民意向調査)	小学生保護者 23.6% 一般市民 31.0% (平成 30 年)	23.5% 27.5% (令和 5 年)
1 年以内に、小・中学校の活動又は児童生徒とともに行う地域の活動に参加した市民の割合 (市民意識調査)	28.6% (平成 28 年)	20.6% (令和 5 年)

課題

- ・長時間労働の是正や、ハラスメント対策等は、法令遵守の観点において、企業にとって喫緊の課題であるものの、実現には、企業側の知識理解とともに、一定のコストを要する場合もあり、徹底しきれない実態があります。
- ・一方で、若年層を中心に、ワーク・ライフ・バランスに対する意識はますます高まる傾向にあるため、企業の人材の確保、定着といった観点においても、改革の取組は急務となっています。
- ・求職者への訴求や従業員の定着においては、最低限の法令遵守のみならず、更なる取組の充実による差別化が求められており、市独自の支援策の継続とともに、優良事業所と連携した「働く人にとって、魅力ある事業所」としてのPR強化により、好事例の横展開や、取組事業所のすそ野の拡大を図る必要があります。
- ・市内に立地する従業員数300人以下の事業所に聞いた過去1年間における男性の育休取得率はH30年度24.1%、R5年度55.1%と5年間で大幅に上昇していますが、女性の取得率が100%であること、女性取得者の93%が7ヶ月以上取得しているのに対し男性取得者の89%が6ヶ月以下の取得にとどまっています（出典：男女共同参画社会に関する意識調査／豊田市）。今後は、令和4年度から改正育児介護休業により創設された産後パパ育休制度の普及促進など事業所の理解やフォロー体制を整備するとともに、社会全体としての更なる理解促進を図る必要があります。